

岩手県告示第349号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店	盛岡市内丸16番1号	1 岩手県沿岸漁業改善資金貸付金の元利償還金の徴収及び収納 2 岩手県沿岸漁業改善資金貸付金の支出	令和8年3月11日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
岩手県森林組合連合会	盛岡市中央通三丁目15番17号	1 林業・木材産業改善資金貸付金の元利償還金の徴収及び収納 2 林業・木材産業改善資金貸付金の支出	令和8年3月26日	〃
岩手県木材産業協同組合	盛岡市菜園一丁目3番6号	〃	〃	〃
岩手県森林整備協同組合	盛岡市大沢川原二丁目5番38号	〃	〃	〃